

監査公表第3号

平成22年10月7日付けをもって請求のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成22年12月6日

桑名市監査委員 池田勝敏
桑名市監査委員 椽尾健三

1 請求人

桑名市筒尾三丁目14番地11 小川満美

2 請求書の提出

平成22年10月7日

3 請求の内容（住民監査請求書の一部を除き原文のまま）

政務調査費の使途に関する桑名市職員措置請求書（住民監査請求書）

【請求の趣旨】

第1 支出の事実

（1）清流クラブ：伊藤恵一議員

桑名市議会の会派「清流クラブ」に所属する伊藤恵一議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に調査旅費として、別紙のとおり26件、合計751,825円を支出した。

また、平成21年12月28日広報費（印刷代）として5,880円、平成22年2月26日広報費（コピー）として29,900円、平成21年6月29日事務費（切手）として5,240円、合計792,845円を政務調査費から支出した。

（2）団塊・無所属の会：成田正人議員

桑名市議会の会派「団塊・無所属の会」に所属していた成田正人議員は、平成21年5月20日東京特別区内（2泊）57,270円、7月7日千葉市・東京特別区（2泊）51,620円、8月30日東京特別区・桐生市・日光市（2泊）64,160円、11月14日柏崎市・長岡市（1泊）53,700円、11月21日富山市・高岡市（1泊）32,560円、12月4日東京特別区内（1泊）40,600円、合計299,910円を政務調査費から支出した。

（3）団塊・無所属の会：伊藤研司議員

桑名市議会の会派「団塊・無所属の会」に所属する伊藤研司議員は、平成21年4

月 13 日、6 月 23 日、10 月 23 日、平成 22 年 1 月 13 日に、切手を播磨郵便局からそれぞれ 90,000 円ずつ、合計 360,000 円を政務調査費から支出した。

第 2 支出の違法性

1 事実の評価

(1) 伊藤恵一議員

① 調査旅費については、どれも視察報告書がなく、新聞記事や観光パンフレット、インターネット上にある資料が添付されているだけである。視察目的がはっきりしない上、どのように桑名市政と関わりがあるのかははっきりしない。文化行政、観光行政が視察目的であるならば、相手方の行政庁を訪問し、担当者の説明を聞くなどして先進事例について調査した内容を報告書にまとめるべきである。

ゴーギャン展、忌野清志郎展など、単に個人的な趣味のために行ったとしかいえない。

また、ナチスのアウシュビッツ強制収容所については、本会議の一般質問においてナチスについて発言したからと言って、それをもって市政に関する事に該当するとは言いがたい。また、行政職員や議員向けの研修旅行ではなく、一般観光客用のパッケージツアーなので、行政機関を訪問していない。

② 広報費のうち印刷代は領収書しかなく、何を印刷したのかが分からない。議員個人の政治活動に政務調査費をつかうことはできないので、政治活動にあたらぬ印刷物であることを立証しない限り認めることはできない。印刷物を添付した上、印刷部数分かる明細書をつけるべきである。

③ コピー代は、支出項目にコピー代とあるだけで、領収書には但し書きが無い上寺院の領収書である。一般的なコピーの代金は 1 枚 10 円である。29,900 円だと 2,990 枚もコピーしたことになり、1 回の領収書としては不自然である。政務調査費は公金なので、どのような目的のために使われたのか明確にする必要がある。但し書きのない領収書では、本件条例の用途基準に合致しているかどうか判断できないので、そもそも認めるべきではない。

④ 事務費のうち切手代は、換金性の高い切手を帳簿などで使用状況が管理されておらず、不明確であり、すべてを郵便代として使用したかどうか分からない。また、議員活動なのか個人的に使用したのかが分からない。

(2) 成田正人議員

① 政務調査費の調査旅費の名目で支出された 7 回分の視察に関しては、桑名市

旅費規定に準じて積算された旅費を「研修視察旅費」にて視察行程を記しただけで、視察目的に書かれたセミナー参加費の領収書もなければ、視察報告書が全くない。そもそも、視察に行ったのかどうかも分からない。支出を裏付ける客観的資料が全く無い。公務に準じた形で旅費として政務調査費から支出しているのに、最低限、報告書は添付すべきである。

(3)伊藤研司議員

- ① 政務調査費の広報費として、切手代を 360,000 円支出しているが、切手の支払い台帳はなく、すべてを自身の議会報告を発送するために使用したかどうか分からない。また、90,000 円の内訳が分からないので、90 円で 1,000 通なのか、80 円で 1,125 通なのか分からない。切手は換金性が高いので、一部のみ使用して残りを換金することも可能だし、個人的に使用することも可能である。資料として添付されている議会報告は、会派の議会活動報告というよりは議員個人の議会報告である。そもそも、1,000 通あるいは 1,125 通と言うことは、一部の市民に対して議会報告をしているわけで、自身の後援者に後援会だよりを郵送していることとなんらかわりが無く、政治家個人の政治活動であると言わざるを得ない。

2 違法であること

(1)調査旅費について

① 伊藤恵一議員

「桑名市議会政務調査費の交付に関する条例」(以下、「本件条例」という)第1条には、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会の会派に対し政務調査費を交付する」、第5条には「市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と規定している。

しかし、伊藤恵一議員は、どの視察も報告書は議事録参照、あるいは、裏面参照として誰でも入手可能な観光パンフレット、新聞記事が添付されているだけで、視察報告書はない。よって、視察目的、視察成果などが全く分からず、「市政に関する調査研究に資するため」という本件条例の趣旨に合致しているとは言えない。視察報告書のないものは、単なる私的な観光旅行としか言いようが無く、市政に関する調査研究にあたるとは言えず、違法である。

② 成田正人議員

視察報告書は全く無く、セミナーへの参加が視察目的に書いてあるものもあるが、参加票のコピーも無く、市政に関する調査研究に資するための必要な経費だったことがわかる客観的な資料が無い。「政務調査費」という公費で視察

に行く以上は、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」であることを立証できる資料をつけるべきである。視察報告書のないものは、単なる私的な観光旅行としか言いようが無く、市政に関する調査研究にあたるとは言えない。

(2) 広報費（印刷代・コピー代）について

領収書に「印刷代」としかなく、何を印刷したのか不明確である。事務費ではなく広報費から支出している点を考慮すると「議会報告」と思われるが、逆に 5,880 円と少額すぎて不自然である。政務調査費は、個人の政治活動に対して支出できないので、議員活動であることがわかるように印刷した現物を添付すべきであり、添付がないものは本件条例の用途基準に合っていることが証明できないので、違法である。コピー代とされる浄土寺に対する支出は、領収書の但し書きに何も記載がない。通常、寺院は印刷やコピーサービスを請け負うところではない。また、コピー代としては 1 回の支出が 29,900 円というのも金額が大き過ぎる。一度に 3,000 枚弱をコピーするくらいなら印刷をするのが一般的である。但し書きのない領収書しかなく何に使われたのかが分からないものは本件条例の用途基準に合致しているとは言えない。

(3) 切手代について

伊藤恵一議員及び伊藤研司議員は、ともに換金性の高い切手を大量購入しているが、切手の使用状況が分かる受払簿はない。伊藤恵一議員は事務費として切手を購入しているが、その使用状況は分からない。すべてが議員活動に必要なだったのか、個人使用分がなかったのかについては、公費を使っている以上、伊藤恵一議員が議員活動に使用したことを立証しない限り、議員活動に使用したと認定することはできない。

伊藤研司議員については、広報費として議会報告の発送のためとされるが、切手は換金も可能であり、私的な流用、政治活動への流用も可能なので、議員活動のために使用したことを立証しないかぎり、認めることはできない。一方で、自身の議会報告を一部の市民に郵送することは、後援会だよりを後援会員に郵送することとなんらかわりがなく、政治活動の一環であり、政務調査費は議員活動以外には使えないので、違法である。

第 3 損害

これらの支出は、本件条例の定める用途基準に違反する。よって、本件支出は法令の根拠を欠く不必要な支出であって、桑名市には負担する義務がないのにこれを負担したことは市の損害である。その損害額は 1,452,755 円である。

第4 請求人が監査委員に求める措置

- 1 政務調査費から支出された金 1,452,755 円を、当該の議員らが市に返還するよう勧告すること。
- 2 そうでないなら、市長及び当該の支出の決裁に権限を持って関与した職員が、金 1,452,755 円を市に弁済するよう勧告すること。

【請求者】 三重県桑名市筒尾三丁目 14-11 小川 満 美

以上、地方自治法 242 条第 1 項により、事実証明書を添えて、必要な措置を請求します。

2010 年 10 月 7 日

三重県桑名市監査委員 各位

別紙事実証明書目録

第 1 号証 平成 21 年度政務調査費収支報告書の関連部分（桑名市情報公開）

第 2 号証 2010 年 10 月 3 日の朝日新聞の記事

伊藤恵一議員			
日時	視察先	視察目的	支出額
21.4.16	滋賀県長浜市	長浜曳山まつり	4,530
4.25～27	岐阜県郡上市ほか	チューリップフェア、荘川桜	55,490
5.14	鈴鹿市	大黒屋光太夫記念館	1,610
5.16	松阪市	「みくも路の夢」展	4,530
5.21	松阪市	松浦武四郎記念館	2,990
5.23	伊勢市	尾崎がく堂記念館	6,050
5.25	名古屋市	市公会堂、鶴舞公園	1,710
6.7	豊田市	豊田市美術館、松平東照宮	5,090
6.14	名古屋市	ゴキゲン展	1,710
7.16	伊勢市、紀和町	丸山千枚田、小は美術館	31,360
8.26	伊賀市、大阪	芭蕉生家	25,570
10.12	名古屋市	「忌野清四郎」展	1,950
10.27～11.3	ポーランド	アウシュビッツ強制収容所	273,515
11.12	名古屋市	名古屋市美術館	1,890
11.19	津市	三重県立美術館	2,090
12.3～4	名古屋市、東京他	人権映画、	40,910
12.12	名古屋市	南京事件	1,950
12.13	名古屋市	南京事件	1,950
22. 1.20～22	鈴鹿市、新宮市ほか	海の博物館ほか	47,160
2.10～11	高山市、美濃加茂市	太田宿、加茂神社ほか	29,140
2月20日	松阪市	本居宣長記念館	4,650
2.21～2.23	名古屋市、草津町他	豊橋ハリス正教会、草津温泉	66,840
2.25	津市、亀山市	自転車ロード	2,850
2.26～2.27	浜松市、下田市	河津桜祭、ペリーロード他	39,680
3.27～3.28	敦賀市、金沢市	敦賀ムゼウム、21世紀美術館	34,980
3.29～3.31	岡崎市、裾野市、下田	富士サファリパーク他	61,630
合計			751,825

4 監査の通知

上記の住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人宛に通知した。

監 第 140 号

平成 22 年 12 月 6 日

小川 満美 様

桑名市監査委員 池田 勝敏

桑名市監査委員 椽尾 健三

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成 22 年 10 月 7 日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号 以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

第 1 請求の受理

1 請求書の提出

平成 22 年 10 月 7 日

2 請求の受理

本件監査請求は、法第 242 条第 1 項の所定の要件を具備しているものと認め、平成 22 年 10 月 7 日受理をした。

第 2 監査の実施

1 監査の期間

平成 22 年 10 月 7 日から平成 22 年 12 月 6 日

2 監査委員の除斥

議会選任の平野和一監査委員は、法第 199 条の 2 の規定により監査から除斥した。

3 要件審査

監査請求書に記載された、第 2 支出の違法性「1 事実の評価」、「2 違法であること」及び第 3 損害に記述されている請求内容のうち、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 10 月 19 日までの間に、当該 3 名の議員が使用した政務調査費については、平成 21 年 4 月 20 日に支出されており、監査請求は当該公金の支出がされ

た日から1年以内と規定（平成7年2月21日最高裁判決）されている法第242条第2項の規定に適合していないものとして却下した。

4 監査対象事項

監査請求書の内容、添付された事実証明及び請求の要件審査の結果並びに請求人の陳述などを総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

法第242条第1項に規定する請求の対象は、具体的な機関、または職員の具体的な財務会計上の行為に限られるという趣旨から判断すると、請求書中、第2支出の違法性の「1事実の評価(1)～(3)」と「2違法であること(1)～(3)」及び第3損害に記述されている内容から、桑名市議会の会派、清流クラブの伊藤恵一議員（旅費609,235円、広報費35,780円）、及び団塊・無所属の会の成田正人議員（旅費126,860円）、伊藤研司議員（広報費180,000円）について、平成21年10月20日から平成22年3月31日までの間に使用した政務調査費が、「桑名市議会政務調査費の交付に関する条例」（平成16年条例第200号 以下「条例」という。）の使途基準に合致しておらず、それらの経費として政務調査費から支払われた総額951,875円は違法な支出であると整理し、これを監査の対象とした。

監査の対象とした政務調査費使途の内訳

伊藤恵一議員（旅費）

年 月 日	視 察 先	視察内容・視察施設	支出金額
21.10.27 ～11.3	ポーランド ほか	アウシュビッツ強制収容所 ほか	273,515
21.11.12	名古屋市	名古屋市美術館	1,890
21.11.19	津市	三重県立美術館	2,090
21.12.3 ～12.4	名古屋市 東京 ほか	人権映画	40,910
21.12.12	名古屋市	南京事件	1,950
21.12.13	名古屋市	南京事件	1,950
22.1.20 ～1.22	鈴鹿市 新宮市 ほか	海の博物館 ほか	47,160
22.2.10 ～2.11	美濃加茂市 高山市 ほか	太田宿、加茂神社 ほか	29,140
22.2.20	松阪市	本居宣長記念館	4,650
22.2.21 ～2.23	名古屋市 草津町 ほか	豊橋ハリス正教会、草津温泉 ほか	66,840

22. 2. 25	津市、亀山市	自転車ロード	2,850
22. 2. 26 ～2. 27	浜松市 下田市	河津桜祭、ペリーロード ほか	39,680
22. 3. 27 ～3. 28	敦賀市 金沢市	敦賀ミュージウム、21世紀美術館 ほか	34,980
22. 3. 29 ～3. 31	岡崎市 裾野市 ほか	下田市、富士サファリパーク ほか	61,630
計			609,235

伊藤恵一議員（広報費）

21. 12. 28	印刷代	はがき印刷代・はんこ家	5,880
22. 2. 26	コピー代	議会報告のちらしのコピー・浄土寺	29,900
計			35,780

成田正人議員（旅費）

21. 11. 14 ～11. 15	柏崎市 長岡市	北越戊辰戦争朝日山古戦場、柏崎陣 屋、山本五十六記念館 ほか	53,700
21. 11. 21 ～11. 22	富山市 高岡市	富山市、高岡市のLRT、中部地区 路面電車サミット	32,560
21. 12. 4 ～ 12. 5	東京特別区	第4回人と環境にやさしい交通をめ ざす全国大会、阿部ライトレール小 集会、国土交通省へ陳情	40,600
計			126,860

伊藤研司議員（広報費）

21. 10. 23	切手代	90円×1,000枚・播磨郵便局	90,000
22. 1. 13	切手代	90円×1,000枚・播磨郵便局	90,000
計			180,000

5 実施した監査の概要

(1) 請求人の陳述等

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成22年10月21日に、新たな事実を証明する書類の提出と陳述の機会を設けた。

なお、新たな事実を証明する書類の提出はなかった。

(2) 監査対象部局

監査対象部局を、議会事務局と総務部総務課とし、事前に資料の提出を求め、平成 22 年 10 月 29 日に議会事務局長、同次長、同次長補佐、及び総務部次長兼総務課長、同課長補佐から事情聴取を行った。

(3) 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 22 年 10 月 29 日、桑名市議会の会派「清流クラブ」の伊藤恵一議員及び会派「団塊・無所属の会」の成田正人議員、伊藤研司議員の 3 名から事情聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実の確認

ア 政務調査費について

政務調査費の交付制度は、法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、平成 16 年 12 月 6 日に施行された条例により、桑名市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が 1 人の場合も含む。）に対し交付されている。

イ 政務調査費の使途基準について

政務調査費の使途基準については、条例第 5 条及び平成 16 年 12 月 6 日に施行された「桑名市議会政務調査費の交付に関する規則」（以下「規則」という。）第 6 条の別表において次のとおり規定されている。

条例第 5 条（使途基準）

会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。

別表（第 6 条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、旅費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、写真の現像・焼付等）

資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞、雑誌購読料等）
広 報 費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広 聴 費	会派が市政及び会派の政策等について、住民の要望、意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人 件 費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費（会派控室で使用する事務用備品、備品の修繕代、通信運搬費、リース代等）

2 監査対象部局からの事情聴取

監査対象部局からの説明内容については、報告書の原文のまま記載し、監査委員からの質問事項及びその回答は、要約をそれぞれ以下のとおり記載した。

2-1 議会事務局の説明

政務調査費の交付制度は、地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大し、地方議会が担う役割が一層重要となってきたことに伴い、地方議会の活性化を図るとともに、議員の調査研究の基盤を強化するために設けられたものである。

政務調査費は、地方自治法第100条第14項及び第15項並びに桑名市議会政務調査費の交付に関する条例等に基づき、桑名市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は会派に所属しない議員に交付されているものである。

(1) 清流クラブ：伊藤恵一議員

○ 政務調査費の調査旅費26件及び広報費、事務費の支出について

交付を受けた会派の経理責任者は、毎年度終了後の4月30日までに政務調査費収支報告書を作成し、領収書及び視察研修報告書を添えて、議長に提出しなければならないことになっている。

使途については、条例第5条及び規則第6条並びに政務調査費の手引きに規定されているように、使途基準に従って支出されるものである。特に、指摘の件の海外視察の場合は、諸外国都市の地方自治の実態等を現地に調査・研究することにより、各種行政施策に対する理解を深め、国際的視野と見識を広める

ことを目的とし、場所、期間、その他必要な事項を明らかにしなければならないと考える。

監査請求のあった海外視察（ポーランド）のアウシュビッツ強制収容所や美術館、記念館等の視察については、市政との係わりを有する具体的事項についての訪問目的、視察内容等の具体性が求められると考えられる。

広報費（印刷・コピー・切手代）については、当議会の「政務調査費の手引き」の運用として、事業を実施した年度で処理することとしている。

当議員の政務調査費の使途については、政務調査の透明性や市民の信頼性を確保するためには、目的や証拠書類等の添付が極めて重要であり、詳細が不明で使途が特定できない場合は、目的外使用と判断されると考える。

(2) 団塊・無所属の会：成田正人議員

○ 政務調査費の調査旅費の名目で支出された6回分の視察について

指摘の件の視察報告書については、会派又は会派に所属しない議員が、調査研究のため市外に出張したときは、活動内容が確認できる資料類（視察報告書の作成等）を整理、保管することとしている。

また、政務調査費は、議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化していくことにより、議会の活性化を図るためのものであり、いかなる調査活動を行い、その費用を支出するかについては、各会派の自立的判断に委ねられるべきものである。これらの視察は、当議員の調査目的から判断すると、使途基準に合致しているが、情報公開を促進する観点からは、その使途の透明性を確保するための証拠書類の添付が必要である。

その後、当議員からは、平成22年10月8日付けにて、請求者の求めている6件について視察研修報告書の提出があった。

(3) 団塊・無所属の会：伊藤研司議員

○ 政務調査費の広報費としての切手代について

報告書及び使途については、会派が広報紙を発行する場合は、会派の広報紙であることを明記し、経理責任者は、支出の根拠となる会報等を整理し、会派で保管しておくこととしている。

指摘の件の切手代については、「政務調査費の手引き」の運用として、換金性の高いものであることから、郵券を購入して手元に置く場合は台帳に記入し、購入枚数、使用枚数、使用先、残枚数を管理することとしている。同議員は、90円切手を1,000枚（4回）購入され、それぞれ1ヶ月以内に一括して郵便局へ持ち込みをされていることを確認しており、これらから判断すると使途基準に合致しているものの、その使途の透明性を確保することや信頼性向上のため、

調査目的の妥当性が重要とされていることから、更にはその経緯や内訳等の明記が望まれると考える。

以上、請求人が措置を求めている3名の議員の政務調査費使途に対する所管の意見を列挙しましたが、政務調査費は、条例に基づき会派の経理責任者が、議長へ収支報告書を提出することが義務付けられており、調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、その使途は、調査研究活動のための経費として社会通念上妥当な金額の範囲において、会派又は会派に所属しない議員が自主性に基づき決定するものである。

このことから、会派又は会派に所属しない議員は、政務調査費の使途に関して、透明性の観点から、市民への説明責任を果たさなければならない。

事務局としては、条例の主旨を十分尊重し、市民の理解を得られるよう、使途の透明性の確保に努めている。

(議会事務局長の補足説明)

政務調査費の使途については、政務調査費の手引第3章に基づき運用基準が示されており、議長あてに「会派調査申請書」が提出され、議長あてに「政務調査費収支報告書」が提出されるものでありますので、内容は過去の判例、社会通念上から議員、会派が自ら判断されるものだと思っており、私どもには使途基準に対する判断権限が無いものと認識しております。政務調査費の審査は、会派から議長宛に、翌年度の4月30日までに提出される収支報告書で確認することとなっておりますが、政務調査費は会派に交付されるため、会派で了承された上、議長に提出されたものについて、議長は会派の権限までは及ばず、我々も収支報告書による事後審査となるため、使途の判断は極めて難しいというのが現状であります。

(委員質問)

収支報告で、手続き上の不備が見受けられた場合や、必要な要件を満たしていない場合、議会事務局の対応はどのようにされていますか。また、公金の支出命令者は誰になりますか。

(議会事務局長答弁)

事務局は収支報告書から点検を行う事後審査になるわけですが、報告書類等に手続き上の不備があればその都度指摘しております。しかしながら、会派の責任においてなされる視察の内容について、議長は立ち入れないし、私どももそれを確認できません。それから、公金の支出命令者、決裁権限は議会事務局長で、資金前途職員は議会事務局次長であります。書類審査、チェックは事務局ということになります。

(委員質問)

収支報告を議長に提出ということであるが、議長に直接提出されるのか。事務局の役割はどう思われますか。

(議会事務局長答弁)

収支報告は議長に提出されるもので、使途基準の判断権限は事務局には無いので、事務局はあくまで事後審査ということになります。

内容については、会派の責任において決定されているので、事務局が立ち入ることはできません。

(委員質問)

公金を支出した立場として、形式審査については、事務局も係わりがあるのではありませんか。

(議会事務局長答弁)

会派が責任を持ってやられていることに、細かいことまで事務局が係わることはできませんが、書類審査、チェックは事務局ということになると思います。

(委員質問)

事後審査に提出された書類で不備があることは、該当する議員に伝えているのですか。

(議会事務局長答弁)

伝えております。

(委員質問)

不備であると言ったまま、受付されているのですか。不備だから必要書類を提出するよう、要求はしていないのですか。

(議会事務局長答弁)

添付義務があるにもかかわらず、提出されていないのは、違法であると思いますし、収支報告書の不備については、助言を行い、資料の提出を求めています。率直に申し上げて、それでも提出されていないケースもあることは事実です。

(委員質問)

追加で報告書を要求した場合の期限は、決めてあるのですか。

(議会事務局長答弁)

決めておりません。

(議会事務局次長の補足説明)

昨年の定期監査で受けた指摘事項につきましては、各派代表者会議において周知を図っており、以前よりは改善されてきていると思っております。

(議会事務局長答弁)

昨年の定期監査のご指摘も含めて、本年 5 月に「政務調査費の手引き」を改

定し、更に、「収支報告書」を前・後期の2回に分けて審査することも検討しており、今後、政務調査費としての公金の支出については、より一層適正な予算執行に努めて参ります。

2-2 総務課の説明

(1)政務調査費の収支報告書の確認方法

- ① 年度の初めに会派の代表者から議長を経由して、政務調査費の用途に関する年間計画表を添付した「政務調査費交付申請書」が提出されます。提出された交付申請書について、数字の確認等の書類審査を行い、議長宛の交付決定通知に併せて、会派の代表者に対して「政務調査費交付決定通知書」を送付しています。
- ② 年度の終わりに、会派の経理責任者から議長に、領収書及び視察研修報告書を添えて「政務調査費に係る収支報告書」が提出され、議長から市長に「政務調査費収支報告書の写し」がまとめて送付されて来ます。この収支報告書の写しについて、数字の確認等の書類審査を行っています。

(2)所管の意見

「政務調査費交付申請書」及び「政務調査費収支報告書」について、会派に属する議員数や議員の当該調査研究が、用途基準の範囲かどうかの審査が議会において行われた後、市長に送付されて来るものと考えています。

桑名市議会政務調査費の交付に関する条例の趣旨からして、政務調査費の支出に関する実質的な審査を行えるのは議会であり、政務調査費を会派の代表者に対して交付する行為については、議会事務局職員によって行われています。

市長は、数字の確認等を行う書類審査しか行えないものと考えています。

(総務部次長兼総務課長の補足説明)

政務調査費の市長への報告は、規則で収支報告書の写しを送付するとなっており、数字だけのチェックはできますが、内容までの調査はできないと思います。

(委員質問)

支出命令者は議会事務局長ですね…。

(総務部次長兼総務課長答弁)

事務委任規則で議会事務局長に委任されております。

(委員質問)

政務調査費の収支報告書に、議会から添付資料が送付されていないことについての考えはどうか。

(総務部次長兼総務課長答弁)

地方自治法第100条第15項の中では、政務調査費に係る報告書は、議長に提出となっており、市長に提出するとはなっておりません。議会規則第8条の中で市長に収支報告書の写しを提出するとなっております。

(委員質問)

議会に資料を求めることはしないのですか。

(総務部次長兼総務課長答弁)

求めません。送られてきたとしましても、内容については議会活動でありますので、こちらでは判断できません。単に計算の整合性をチェックする形式審査しかできず、議会の活動までは確認はできません。

(委員質問)

委任規則での内容についてももう少し説明してください。

(総務部次長兼総務課長答弁)

委任規則で、予算の執行は議会事務局長になっているにもかかわらず、政務調査費の最終判断のみが、総務課となっていることは、一つの課題であると思っております。

3 関係人調査

関係人からの事情聴取における説明内容、監査委員からの質問事項及びその回答は、要約をそれぞれ以下のとおり記載した。

3-1 伊藤恵一議員による説明

何をどう説明していいのかわかりませんが、請求人からの請求については、認められることは一点もありません。

(監査委員)

補足資料等あれば提出をしてください。

収支報告書に領収書添付等の要求があった場合はどうされますか。また補足説明があれば。

(伊藤恵一議員)

資料が必要という指摘があれば提出はできますが、量はたくさんありますので、何を説明していいのかわからないので、聞かれたことについては説明いたします。

(監査委員)

ポーランドへ行かれたことで、行政先を訪問されたことはあるのですか。

(伊藤恵一議員)

前もって依頼とかした訳ではないですが、現地の担当者であるNさん（公認

ガイド) から、説明を聞いたりしました。

(監査委員)

市政への反映はどのようにお考えですか。

(伊藤恵一議員)

ケーブルテレビの議会中継、インターネット、会議録等で市民にはその都度報告しておりますが、私は議会で報告するのが一番と考えています。

(監査委員)

議会事務局から、報告書、資料等の追加提出を要求されたら提出されますか。

(伊藤恵一議員)

具体的に言ってもらえば提出できますし、指導があれば応じることができます。調査旅費に関しては、すべて申請書から報告書までを提出しており、視察報告については、議会（本会議及び委員会）での報告が重要であり、一番大切なことは、ポイントだけ皆さんに示し、生で伝えることが大切だと思っています。

視察研修報告書には、視察概要となっているので、全部書く必要はないと考えており、報告書は資料とインターネット情報で良いと思っています。報告書を書けと言われれば何ページでも書いて、うまくつくろえますが誰が見るのですか。同じことを書かなければならないし、書くとなると膨大な量になり、秘書が必要になるくらいです。

議会・委員会で話すことが報告であると考えているので、報告書を書くより会議録を見てもらえば十分だと思っています。

他に、印刷代の 5,880 円は、はがき 550 枚の印刷、コピー代の 29,900 円は、1 枚 5 円で 1 年分のコピー代で、切手購入は必要事務費と考えています。

(監査委員)

パッケージツアーを利用した理由は。

(伊藤恵一議員)

7年半いろいろ勉強してきたので、あとは行って見てくることしかないので、すべてその場に立ち、体験することが目的であり、同じ効果、目的が達成されるのであれば、できるだけ安いほうがいいと思っています。

アウシュビッツの視察も、100%目的は達成したし、他にも大きな効果は得られているので、見たことを議員として議会で発言していくことが、一番の報告と思っています。

(監査委員)

視察はどのように市政に反映されていますか。また、切手等の具体的な使い道はいかがですか。

(伊藤恵一議員)

視察は議会で報告し、政策も提案はしています。切手は一般的な事務費と考えています。

(監査委員)

議会から資料等の提出を求められたら応じられますか。

(伊藤恵一議員)

具体的に言われれば、提出はできます。

3-2 成田正人議員による説明

何から説明したらよいかよくわかりませんが、言われておりますほとんどがセミナーでありますとか、鉄道関係の講習会、講演会というものです。

柏崎市、長岡市は、桑名藩の戊辰戦争、北越戊辰戦争の戦跡地を辿る、一連のシリーズの中のこの年度分で、本市との結びつきも強い土地でもありますことから、本年度も行かせていただきました。

東京特別区への旅費は、議員対象の研修会であり、千葉県や東京都で市町村セミナー、アカデミーと言う形で、議員を対象に開催されている研修会に出席したものであります。たとえば、会費が10,000円とあれば、その中に宿泊費もなにもかも含まれていますので、それは旅費プラス参加費兼宿泊費となり、これでなければ別途1泊14,800円の宿泊費が余計にかかることとなります。領収書と言いましても、後日、先方から送ってもらったりしていますが、その処理については現実には、事務局に甘えていたというか、任せきりになり、領収書が添付されてなかったかもしれません。

桐生、日光は、委員会視察で桐生へ行きましたけれども、例えば、田中正造の政治でありますとか、最初の委員会視察に入らなかったのもう一度行きたいとか、もう一つが「わたらせ渓谷鉄道」というのがありまして、北勢線とよく似た状況であり、存続に苦慮しており、私の知り合いがその存続運動をやっているという事で、新幹線で行かずに「わたらせ渓谷鉄道」を利用して行こうと思い、どうしても朝一番に東京を出ないといけないので、前泊したということで2泊ということになりました。

富山・高岡は全国の路面電車サミットというか、富山代表にも存続運動に取り組んでおられる方があり、互いに資料提供して勉強しており、今回は高岡市の市民団体のお招きでサミットに参加したものであります。

12月4日の東京特別区への旅費は、「環境にやさしい公共交通めざす全国大会」への参加で、これも毎年参加しているものでございます。

報告書はなぜ付けなかったのかという事ではありますが、12月議会の直前に、訳があつて突然会派の異動をしました。それまでのレポートをその都度作って

いけばいいのですが、まとめて書くという私の悪い癖がありまして、慌てて金銭計算だけをして提出して、報告書は後に書くということで、私としては提出したつもりでおりまして、その後何も催促されないものですから、提出したものだと思っていました。

そして会派が変わり、その会派で視察をした際に、私の分のレポートが遅れており、あわてて書いて出しました。その時に、新しい会派の視察報告書と同時に「以前の視察報告書も付いていません」と事務局は私に言ったと言われましたが、私は出したつもりでおりましたので、新しい報告書だけと思い、それだけを出したわけでありまして。今回、ついてないという指摘を受けまして、調べてみたらメモが残っており、作った形跡はあるのですが、実は東京特別区へ行った鉄道関係の視察というのは市民団体と一緒にしているわけです。市民団体は市民団体の方で半額補助のシステムがありますので、それを利用して行かれ、私は自分の分は政務調査費で行きました。その時に市民団体の方の報告書を作った記憶があり、一緒のものなのでそれをコピーして出せばよかったのですが、どうも原本をそちらの方へ出してしまって、自分では市の方にも出したと勘違いをしております、単純な私のミスということでそれ以外の何事でもありません。

視察に行ったのかどうか不明と言われるのは非常に残念で、視察報告書の無いものは、単なる私的な観光旅行としか言いようがないと言われればそれは言いがかりであります。確かに行っておりますし、私は行ったら必ず次の本会議で、何処へ行って、何を見てきて、どうであるということは必ず申し上げて、北勢線や養老線の活性化についての発言や提言をしておりますので、市の職員さんをご存じのことと思います。

(監査委員)

今回、追加という形でお出しになった報告書、添付書類は熟読させて頂いて、この場で評価とか結論は出せませんが、提出してみえることは理解しました。

なぜ付いていなかったかということが、単なる失念とか勘違いという単純なことだということでしょうか。今お聞きしたところ、添付書類がこうして提出されたということで、一応形式的には整った訳ですが…。

(監査委員)

今回、議員の報告書の中身をみますと、かなり形式不備と言いますか、報告書が出てなかったということが問題になろうかと思われまして、一応、今のご回答でその付けられなかったいきさつ、経緯というものはわかりました。

3-3 伊藤研司議員による説明

今回は特に、議員活動とか政治活動とかということよりも一番問題になっているのは、私が購入した切手について、簡単に言ってしまえば自分がネコババしているのではないかと疑われていることです。先ずその点から申し上げさせていただきます。

当時としましては使い道の証拠として、領収書を添付すればよいということで、他に関しては事務局からも具体的な指摘は受けていませんでした。議員さんであれば、監査請求をされる前に議会事務局に行かれて「こうやって書いておけばいいのではないか」というような指摘もできるはずで、今回、一市民の方からこういう形で監査請求があったということで、それはそれで納得させていただきました。弁護士先生にも相談に行こうと思いましたが、結局は行きませんでした。議員さんであれば、提出されている報告書等の文書は、いつでもこうして見られる訳で、今まで特に指摘も受けていませんでした。しかも、特に選挙の直前にこういうことをされたということについて、非常に私は腑に落ちなくて、いろいろなことで私自身も非常に心外であります。

今日は追加資料としてプリントしてきましたが、このように播磨郵便局で、切手を年間5千5~6百枚位購入させて頂いております。全部90円の記念切手です。

それで、この前の記者さんにも申し上げましたが、記者さんが「議会報告をどうしてこんな出すのか、あなただけだろう」と言われましたが、組織とかの支持団体がある人ならまだしも、私には組織も何にも無く、市民運動から出てきますから後援会も何もありません。私の言動に賛同してくださる方や、紹介して下さいた人の名簿があるだけです。議会報告として私の質問したことや、当局の答弁を掲載して封書で郵送しています。こういうやり方というのは、あまり良くないと以前に言われたことがあります。自分の思いを正確に伝えようと思えば、それが一番良い方法だと信じてこれまでずっと私はやってきました。

郵送する封筒の中には、はがきを1枚入れさせて頂いております。それはもちろん年度を越しますから政務調査費による購入ではなく自費で購入していますが、その中から何人もの方から手紙を頂いております。その中には、いわゆる買い物難民の話とか、子育てに関してとか、お見合いの機会がない、とかいったお手紙があり、その中から子育てサロンの実施とか、北勢線のお見合い列車、多度山再生事業のような環境保全等の政策提言もしてきました。1回出しますと、20何人から抗議も含めていろいろなご意見を頂きますが、半分位は要望や政策提言に関するものであります。このようなご意見を私なりに当局と議論していくというのが私のスタンスであり、私は、これは当然議員活動だと思っています。私を訴えられた方も以前にはこうやって、ご自分の議会のQ&Aを作っておられ、これも政務調査費で支出されており、私は非常に疑義を感じております。

次に切手については、播磨郵便局で購入し、先程の追加資料のとおり、議会ごとに1,300人以上の市民に郵送しており、このとおり名簿もあります。名簿は個人情報ですから提出はできませんが見ていただくのは結構です。議会が終わるとすぐにテープ起こしをし、自分で印刷して3つ折りにし、封筒に入れて切手を貼るという本当に大変な作業であり、切手貼りの作業は何人かの人に手伝ってもらっており、今日のこの事情聴取に証人として出席してもよいとまで言ってくれていました。切手は約1ヶ月以内にだいたい使用させて頂いております。

議会報告の方法としては、新聞折り込みというやり方もあろうかと思いますが、本当に市民の意見が聞けるのかというと、実は、以前に一度新聞折り込みをしたことがあります。全く反応がありませんでした。あれこそ税金の無駄使いだと私は思っており、同じお金を使うのなら、封書による郵送は受け取った人が高い確率で見えてくれる方法だと確信しています。

それとなぜ、料金別納郵便にせず、切手を貼るかということですが、料金別納郵便で来たものは、ほとんどみんな中身も見ずにポイです。料金は10円位安いようですが、あれほど無駄なことはないと思います。そこで私は普通の切手ではなくて、90円の記念切手を貼っています。90円の記念切手というのは大きいし、非常に貼りづらくて大変ですが、もらった方は、きれいな記念切手だと封を開けてくれるんです。ですから私はずっと90円の記念切手です。しかも90円の記念切手というのは、10月の末にしか発売されない特殊な記念切手です。発売枚数が少ないので、郵便局が気を利かせて残しておいてくれるものですから、私は年間5千数百枚買っています。

そういう中で、出回っている枚数の少ない90円記念切手を私が換金したら、実はどこで換金するのも知りませんし、万が一換金しようとするれば、不信を抱かれますので、そのようなことをするはずがありません。

したがって、今回請求人が言われるようなことは一切やってないという事を断言いたします。

それから、切手の台帳といいますか、いわゆる受払簿はありません。私にはこの名簿が全てであり、これが実は私の自分の控えで、何人減ったかであるとか、自分が出している枚数がわかる私の控えであります。以上です。

(監査委員)

そうしますと、現段階では切手購入時の郵便局の領収書しかない訳ですが、今お聞きしたような内容について、例えば、何月何日に何通発送したとかというような、追加資料となるようなものはありますか。

(伊藤研司議員)

作ろうと思えば出来ます。ただ自分で書くだけです。台帳と言っても、ど

ういうふうな台帳がいいのか、私は分かりませんが。

(監査委員)

結局、議会事務局とのやりとりになると思いますが、当初の説明では領収書だけでよいではないかというような考え方もあったようで、その点についても、他の会派での事例もあると思いますので議会事務局と相談をされてはいかがでしょうか。

(伊藤研司議員)

それは勿論、議会事務局からもお聞きし、できる範囲で対応します。

(監査委員)

まずは形式的な要件が不備、というのが第一でありますので、議会事務局とよく相談してください。

(伊藤研司議員)

当然、自分でネコババは1枚もしていませんし、実際使っているわけですから、お聞きしていただき、調べていただければわかります。

播磨郵便局で何枚買っているか、また、私が90円切手を使うもうひとつの理由は、私が送る封筒の重さが、中身を入れて約35gで、25gまでは80円切手でよいのですが、本当は80円の記念切手の方が彩りのきれいなものや、お花シリーズとか一杯あり、天然記念物の切手等もありますが、25gで収まらないので90円切手を使用している訳で、ネコババするのにあえて5千枚以上買いますかということと、私の場合は郵便局さんが、私の分として残しておいてくれるのですが、ネコババするのにあえて全国でも1年に1回しか発売されない、数が少ない目立つ切手をあえて買ってネコババする人間なんて私はいないと思います。私なら本当にネコババしようと思ったら、普通の80円切手でやると思います。そんな馬鹿なことを、使い道の少ない90円の切手（東海道五十三次ばかり）を、あえてネコババするなど、そういうことを言われること自体心外であります。

(監査委員)

名簿があるということは確認させていただきましたが、当然個人情報であり、各人さんの了解が無い限り我々も中を見るわけにはまいりませんので、今説明された内容を集約して、発送の日付等もわかれば、それを追加資料として提出されれば、形式的には整うものと思いますが、議会事務局と打ち合わせをされたらいかがでしょうか。

(伊藤研司議員)

発送の日付については、以前から指摘されていれば、記録として残していたはずであります。私もできるだけ早く出そうと必死で、日付までは記録していません。指摘されていれば当然日付も記録し、写真も撮って残せた訳で、指摘もされていないのに最近急に出てきた話で、困惑しています。

4 監査委員の判断

1) 結論

今回の監査請求の対象となった2会派、3名の桑名市議会議員の政務調査費の使途について、違法な公金の支出であるとした請求人の請求には、一部理由があると認め、法第242条第4項の規定により、市長に対し、次の措置を講じることを勧告する。

(ア) 措置すべき事項

伊藤恵一議員が所属する清流クラブに対し、平成21年10月20日から平成22年3月31日までの間に使用された政務調査費609,235円について、「桑名市議会政務調査費の交付に関する条例第1条（政務調査費交付の趣旨）及び第5条（政務調査費の使途基準）に違反するものとして、返還を求める等の必要な措置を講じるよう市長に勧告する

(イ) 措置を講じる期限

措置についての期限は、平成23年1月20日とする。

上記の勧告に係る事項については、法第242条第9項の規定により、講じた措置の内容を速やかに監査委員に報告されたい。

なお、同議員に支出された広報費、及び団塊・無所属の会の成田正人議員に支出された旅費、並びに伊藤研司議員に支出された広報費については、いずれも監査請求後ではあるが、説明資料が提出され、議会事務局において受理され、追認されたことにより、書類形式の上での不備が補完され、その内容についても条例に違反するとまではいえないものと判断し、請求人の措置要求を棄却する。

2) 理由

今回の監査請求の対象となった3名の桑名市議会議員の政務調査費の使途について、違法な公金の支出であるとした請求人の主張に対し、桑名市監査委員として厳正に監査を実施したところ、その一部に違法な支出と判断されるものがあり、下記のとおり個人別及び個別に結論をまとめた。

(1)伊藤恵一議員

① 旅費については、今回請求のあった26件751,825円のうち、平成21年10月19日以前に使用された13件を除き、平成21年10月20日以降に使用された14件、609,235円を対象として監査した。

当議員からは、平成22年10月29日に関係人事情聴取を行い、追加資料等の提出意思の有無を確認した。その後、視察研修報告に追加説明を記載したも

のが提出され、議会事務局においてそれが受理された。

その結果、視察報告に記載がないという形式上の不備は是正されたものの、政務調査費に該当する視察であったか否かについては、追加提出された報告の一部に、「目的地に行ってみたら、当日その施設が開いていなかった。」というような記載があるように、計画性に疑問を抱かざるを得ない視察もみられ、また、報告の大部は、「今後も、この体験を市政に反映させていきたい。」という趣旨の文言で、簡単にまとめられている。

本来、政務調査費を使用しての視察であれば、あらかじめ先方と連絡を取り、はっきりとした目的を伝え、視察後は、その成果、市政への反映等を明確に報告書として提出するのが、公金を使用した者の責務であり、それらの要件が満たされていないものについては、政務調査費の使用目的に該当するものではないと判断する。

また、当議員が一貫して「すべて現場に立ち、体験することが目的」、「その地に立ったこと自体が貴重」と主張される中でのポーランド視察は、添付された旅行社の資料によると、タイトルは「美しきポーランドとベルリン・ドレスデン紀行8日間」とあり、その行程表の記載内容から、完全な観光パッケージツアーとしか判断できない。

さらに、当議員は視察の成果を議会でも発言の中に取り入れている、と主張されているが、確かに、発言内容を記録した議事録の中に、当該地を訪問したとの部分も含まれてはいるものの、それが市政にどれだけ、どのように係わるのかが判断できない。

なお、当議員は、追加提出された視察報告14件中13件において、冒頭に自己の信条を述べられ、多岐にわたる学習は、それぞれ、その最高命題である信条を実現するための一環である旨述べられている。議員として、確固とした自己の信条を持ち、その実現に向けて研鑽を重ね、資質の向上を図っていくことについては、何ら否定するものではない。

しかしながら、公費を使ってそのことを行うとき、自ずとその行為については、一定のルールや社会通念の範囲内で行うという、制約が生ずるのは言うまでもなく、目的・手段等がその範囲を超えたものに係る費用については、私費をもって支弁すべきものである。その範囲の基準となる、桑名市議会が作成している「政務調査費の手引き」については、本年5月に改訂されたところであり、従前の「政務調査費の手引き」には詳細な取り決めがなかったとはいえ、政務調査費の使途については、原則及び世間一般常識から判断して、会派及び議員本人が、明確な説明責任を果たせなければならないものである。

今回監査対象の14件の視察については、その明確な説明責任が果たされているとは言えず、違法な公金の支出と判断する。

② 監査の対象とした広報費 35,780 円については、印刷代 5,880 円は、同議員が平成 22 年 11 月 22 日に追加資料として提出した印刷物によると、市政報告をしたハガキの印刷代であり、また、コピー代 29,900 円については、同 10 月 29 日の事情聴取により、議会報告用のチラシ、1 枚につき 5 円のコピー代であるとの説明があり、追加資料として提出されたものを含む議会報告用のチラシであることが確認されたので、違法な公金の支出とは認められないと判断する。

(2) 成田正人議員

① 監査対象の旅費 3 件 126,860 円については、いずれも平成 22 年 10 月 8 日に説明不足分の補充がなされ、議会事務局もこれを受理し、追認されたので、形式上の不備が補完され、追記内容も当議員の地域鉄道施策の提言等に反映されており、同 10 月 29 日の事情聴取においてもこのことが確認されたので、違法な公金の支出とは認められないと判断する。

(3) 伊藤研司議員

① 監査対象の広報費 2 件 180,000 円については、平成 22 年 10 月 29 日に実施した関係人事情聴取時の説明及び同 11 月 2 日提出の同人申立書、同 11 月 18 日提出の郵便局長署名押印の説明書により、全て使用済みであり、郵送物の内容も関係人事情聴取時に説明を受け、議員活動に係るものであることが確認されたので、違法な公金の支出とは認められないと判断する。

5 意見

政務調査費については、全国の多くの自治体においても、住民監査請求の対象となり、様々な判断が示されているところではありますが、市においては、これは言うまでもなく、市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部に充てるため交付されるものであり、その費用が市民からの税金であることは申すまでもありません。その主旨をよくご理解いただいているはずの議員の中の一部の方を対象として、今回住民監査請求が提起されたことは、監査委員として、まことに遺憾に思うところであります。

政務調査費については、政治活動、議員活動、個人活動の区別を判断する難しさもあり、私ども監査委員も熟慮を重ねてこの判断に達したところであります。

今後は、本年 5 月に改訂された「政務調査費の手引き（改訂版）」に沿って、議会事務局においては、更なる指導・チェック体制を整えるとともに、議員各位におかれましては、市民に十分な説明責任を果たせる政務調査費の執行について、一層のご努力をされることを切望するものであります。

以上